

令和元年9月

定例教育委員会

新庄市教育委員会



## 議案第28号

### 明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約の締結について

市は、次により請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事
- 2 工 事 場 所 新庄市十日町地内
- 3 工 期 着工 令和元年10月1日  
完成 令和3年3月15日
- 4 契 約 金 額 2,264,900,000円
- 5 契約の相手方 沼田建設・升川建設・丸充建設特定建設工事共同企業体  
代表者 新庄市大字鳥越1780番地1  
沼田建設株式会社  
代表取締役社長 金田孝司

#### 提案の理由

明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により市議会の議決を求めるため、提案するものである。

## 議案第 29 号

### 明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について

市は、次により請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事
- 2 工 事 場 所 新庄市十日町地内
- 3 工 期 着工 令和元年10月1日  
完成 令和3年3月15日
- 4 契 約 金 額 512,600,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 黒澤・弘栄特定建設工事共同企業体  
代表者 新庄市大手町2番33号  
黒澤建設工業株式会社 新庄営業所  
所長 梅津憲一

#### 提案の理由

明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により市議会の議決を求めるため、提案するものである。

## 議案第30号

### 明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について

市は、次により請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事
- 2 工 事 場 所 新庄市十日町地内
- 3 工 期 着工 令和元年10月1日  
完成 令和3年3月15日
- 4 契 約 金 額 260,920,000円
- 5 契約の相手方 ユアテック・東北電化特定建設工事共同企業体  
代表者 新庄市大字福田字福田山711番66号  
株式会社ユアテック 新庄営業所  
所長 小野寺 洋

#### 提案の理由

明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により市議会の議決を求めるため、提案するものである。

## 議案第31号

### 新庄市指定文化財指定基準の設定について

新庄市指定文化財指定基準を次のように定める。

#### 新庄市指定文化財指定基準

### 第1 市指定有形文化財

#### 1 建造物

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型等で建築技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

#### 2 絵画、彫刻

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で、本市の文化史上貴重なもの
- (2) 本市の絵画・彫刻史上意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 渡来品で本市の文化にとって意義のあるもの

#### 3 工芸品

- (1) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- (2) 本市の芸史上又は文化史上貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 渡来品で本市の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

#### 4 書跡、典籍

- (1) 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、本市の書道史上の代表と認められるもの又は本市の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で本市の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で本市の文化史上重要なもの

(4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(5) 渡来品で本市の文化にとって意義のあるもの

## 5 古文書

(1) 古文書類は、本市の歴史上重要と認められるもの

(2) 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で本市の文化史上貴重なもの

(3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

(4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(5) 渡来品で本市の歴史上意義のあるもの

## 6 考古資料

(1) 土器、石器、木器、骨格牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の高いもの

(2) 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の高いもの

(3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の高いもの

(4) 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の高いもの

(5) 渡来品で本市の歴史的意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

## 7 歴史資料

(1) 政治、経済、社会、文化、科学技術等本市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

(2) 本市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

(3) 本市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの

(4) 渡来品で本市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

# 第2 市指定無形文化財

## 1 芸能関係

(1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 芸能史上重要な地位を占めるもの

ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

(2) 前号の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

## 2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 工芸史上重要な地位を占めるもの

ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

## 第3 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

### 1 市指定有形民俗文化財

(1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

ア 衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等衣食住に用いられるもの

イ 農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等生産、生業に用いられるもの

ウ 運搬具、舟車、飛脚用具等交通、運輸、通信に用いられるもの

エ 計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等交易に用いられるもの

オ 贈答用具、警防用具、刑罰用具等社会生活に用いられるもの

カ 祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等信仰に用いられるもの

キ 暦類、卜占用具、医療具、教育施設等民俗知識に関して用いられるもの

ク 衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの

ケ 産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等人の一生に関して用いられるもの

コ 正月用具、節供用具、盆用具等年中行事に用いられるもの

(2) 前号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次のアからカまでのいずれかに該当し重要なもの

ア 歴史的変遷を示すもの

イ 時代的特色を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

エ 技術的特色を示すもの

オ 生活様式的特色を示すもの

カ 職能の様相を示すもの

### 2 市指定無形民俗文化財



- (1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し重要なもの
  - ア 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- (2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し重要なもの
  - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
  - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
  - ウ 地域的特色を示すもの
- (3) 民俗技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当し重要なもの
  - ア 技術の発生又は成立を示すもの
  - イ 技術の変遷の過程を示すもの
  - ウ 地域的特色を示すもの

#### 第4 市指定史跡名勝天然記念物

##### 1 史跡

次に掲げるもののうち本市の歴史の正しい理解のために重要なもので、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- ア 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- イ 城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- ウ 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 学校、研究施設、文化施設その他教育・学芸・文化に関する遺跡
- オ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- カ 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- キ 墳墓及び碑
- ク 旧宅、園池その他由緒のある地域の類
- ケ 外国及び外国人に関する遺跡

##### 2 名勝

次に掲げるもののうち本市の優れた郷土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの又は名所的若しくは学術的価値の高いもの、人文的のものにおいては、芸術的又は学術上価値の高いもの

- ア 公園、庭園
- イ 橋梁、築堤
- ウ 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

- エ 鳥獣、魚虫など棲息する場所
- オ 岩石、洞穴
- カ 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- キ 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- ク 温泉、山岳、丘陵、高原、河川
- ケ 展望地点

### 3 天然記念物

次のアからエまでに掲げる動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、本市の自然を記念するもの

#### ア 動物

- (ア) 本市特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (イ) 特有の産ではないが、本市著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (ウ) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (エ) 貴重な動物の標本

#### イ 植物

- (ア) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (イ) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (ウ) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (エ) 代表的な原野植物群落
- (オ) 海岸等植物群落の代表的なもの
- (カ) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (キ) 洞穴に自生する植物群落
- (ク) 池泉、温泉、湖沼、川、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (ケ) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (コ) 著しい植物分布の限界地
- (サ) 著しい栽培植物の自生地
- (シ) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

#### ウ 地質鉱物

- (ア) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (イ) 地層の整合及び不整合
- (ウ) 地層の褶曲及び衝上
- (エ) 生物の働きによる地質現象
- (オ) 地震断層など地塊運動に関する現象

- (カ) 洞穴
  - (キ) 岩石の組織
  - (ク) 温泉及びその沈殿物
  - (ケ) 風化及び侵蝕に関する現象
  - (コ) 氷雪霜の営力による現象
  - (サ) 貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- エ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域（天然保護区域）

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 提案の理由

市の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用を図るため、市指定文化財に係る指定基準を設定するものである。

議案第32号

令和元年度9月補正予算の要求について

令和元年度9月新庄市一般会計（教育費）補正予算の要求について、次のとおり提案する。

歳入

(単位：千円)

款項目		補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳	
14- 2- 8	教育費国庫補助金	27,684	18	27,702	要保護児童援助費補助金	11
					要保護生徒援助費補助金	7
15- 2- 1	総務費県補助金	223	180	403	山形県市町村総合交付金（県費負担教職員手当）	20
					山形県市町村総合交付金（県指定史跡等事務費）	10
					山形県市町村総合交付金（山形ふるさと塾形成事業）	150
15- 2- 7	教育費県補助金	12,954	▲ 202	12,752	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	8
					被災児童生徒就学支援等事業費補助金	▲ 210
17- 1- 3	教育費寄附金		1,000	1,000	スポーツ振興費寄付金	1,000
20- 4- 4	雑入	13,323	▲ 2,016	11,307	生涯スポーツ雑入	▲ 2,016
計		54,184	▲ 1,020	53,164		
補正要求のなかった款項目に係る額		1,385,280		1,385,280		
計		1,439,464	▲ 1,020	1,438,444		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 1- 2	事務局費	180,791	7,820	188,611	20			7,800
10- 1- 3	教育指導費				8			▲ 8
10- 2- 1	学校管理費（小学校）	273,766	1,934	275,700				1,934
10- 2- 2	教育振興費（小学校）	48,255	1,339	49,594	▲ 191			1,530

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 2- 3 学校保健費 (小学校)	94,404	693	95,097				693
10- 3- 1 学校管理費 (中学校)	81,542	282	81,824				282
10- 3- 2 教育振興費 (中学校)				▲ 4			4
10- 4- 1 学校管理費 (義務教育学校)	87,547	▲ 7,952	79,595				▲ 7,952
10- 4- 2 教育振興費 (義務教育学校)	11,655	775	12,430	3			772
10- 4- 3 学校保健費 (義務教育学校)	4,617	66	4,683				66
10- 5- 1 社会教育総務費	59,492	▲ 964	58,528				▲ 964
10- 5- 2 市民プラザ費	38,047	3,278	41,325				3,278
10- 5- 3 公民館費	12,049	1,003	13,052				1,003
10- 5- 4 図書館費	43,381	25,000	68,381				25,000
10- 5- 5 市民文化会館費	209,013	924	209,937				924
10- 5- 6 文化財保護費	23,048	15	23,063	10			5
10- 5- 7 重文旧矢作家 住宅管理費	2,718	3,071	5,789				3,071
10- 5- 8 ふるさと歴史 センター費	48,701	1,514	50,215	150			1,364
10- 5- 9 雪の里情報館 費	18,874	1,551	20,425				1,551
10- 5-11 社会体育費	56,895	▲ 3,780	53,115			▲ 1,016	▲ 2,764
10- 5-12 体育施設費	97,496	13,872	111,368				13,872
10- 5-13 山屋セミナー ハウス費	16,988	5,458	22,446				5,458
計	1,409,279	55,899	1,465,178	▲ 4		▲ 1,016	56,919
補正要求のなかった 款項目に係る額	1,369,647		1,369,647				
計	2,778,926	55,899	2,834,825				

令和元年度9月補正予算 教育総務課要求内容

歳入 なし

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 1- 2	事務局費	7,820	職員給与費	7,742,000円	7,742
			消耗品費 スクールバス用夏タイヤ購入費	77,760円	78
10- 2- 1	学校管理費 (小学校)	1,934	報酬 非常勤嘱託職員(技労員)報酬	465,600円	466
			修繕料 新庄小学校防火扉修繕	20,000円	905
			日新小学校防火扉修繕	10,800円	
			升形小学校給水ユニットNo.2ポンプ 部品交換修繕	73,440円	
			各校緊急修繕等	800,000円	563
			委託料 自家用電気工作物保安管理業務委託 (エアコン増設分)	259,794円	
			旧泉田小学校跡地樹木伐採・剪定教 務委託	302,400円	
10- 3- 1	学校管理費 (中学校)	282	職員給与費	▲ 247,000円	▲ 247
			報酬 非常勤嘱託職員(技労員)報酬	70,158円	71
			修繕料 日新中学校防火扉修繕	32,400円	333
			各校緊急修繕等	300,000円	
			委託料 自家用電気工作物保安管理業務委託 (エアコン増設分)	124,686円	125
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育学校)	▲ 7,952	職員給与費	▲ 8,093,000円	▲ 8,093
			修繕料 萩野学園理科室蓄熱暖房機修繕	140,400円	141
計		2,084			

令和元年度9月補正予算 学校教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
14- 2- 8	教育費国庫補助金	18	要保護児童援助費補助金	11,500円	11
			要保護生徒援助費補助金	7,000円	7
15- 2- 1	総務費県補助金	20	山形県市町村総合交付金（県費負担教職員手当分）	20,000円	20
15- 2- 7	教育費県補助金	▲ 202	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	8,000円	8
			被災児童生徒就学支援等事業費補助金	▲ 209,985円	▲ 210
計		▲ 164			

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 2- 2	教育振興費 (小学校)	1,339	扶助費 要保護児童・準要保護児童・特別支援教育 就学援助・奨励費	1,338,691円	1,339
10- 2- 3	学校保健費 (小学校)	693	修繕料		693
			調理用スライサー修繕	206,712円	
			皮むき器修繕	98,010円	
			食器洗浄機コンベア修繕	99,090円	
			オゾン保管庫ユニット交換修繕	185,760円	
緊急修繕等	103,228円				
10- 4- 2	教育振興費 (義務教育学校)	775	扶助費 要保護児童・準要保護児童・特別支援教育 就学援助・奨励費	774,480円	775
10- 4- 3	学校保健費 (義務教育学校)	66	修繕料 緊急修繕等	65,356円	66
計		2,873			

令和元年度9月補正予算 社会教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
15- 2- 1	総務費県補助 金	160	山形県市町村総合交付金（県指定史跡 等事務費）	10,000円	10
			山形県市町村総合交付金（山形ふるさ と塾形成事業）	150,000円	150
17- 1- 3	教育費寄附金	1,000	スポーツ振興費寄付金	1,000,000円	1,000
20- 4- 4	雑入	▲ 2,016	県縦断駅伝競走大会新庄・最上チーム 強化対策事業費	▲ 2,016,000円	▲ 2,016
計		▲ 856			

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳			
10- 5- 1	社会教育総務 費	▲ 964	職員給与費	▲ 1,073,000円	▲ 1,073	
			報酬			9
			指定管理者候補選定委員会委員報酬	9,000円		
10- 5- 2	市民プラザ費	3,278	委託料		100	
			郷土資料等整理業務委託	100,000円		
10- 5- 3	公民館費	1,003	修繕料		3,278	
10- 5- 4	図書館費	25,000	変圧器交換修繕	3,278,000円		
10- 5- 5	市民文化会館 費	924	負担金		1,003	
10- 5- 6	文化財保護費	15	萩野地区公民館施設管理費負担金 (3階屋上防水改修)	1,002,760円		
10- 5- 7	重文旧矢作家 住宅管理費	3,071	工事請負費		25,000	
			図書館屋根融雪設備設置工事	25,000,000円		
			修繕料		924	
			敷地内外灯交換修繕	924,000円		
			謝金		15	
			文化財指定に向けた文化財保護審議 委員現地調査謝金	15,000円		
			修繕料		3,000	
			屋根雨漏り修繕	3,000,000円		
			委託料		71	
			敷地内高木桜枯枝伐採・剪定教務委 託	70,200円		



(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 5- 8	ふるさと歴史 センター費	1,514	職員給与費	728,000円	728
			修繕料 防火シャッター修繕	486,000円	486
			負担金 山形ふるさと塾実行委員会負担金	300,000円	300
10- 5- 9	雪の里情報館 費	1,551	消耗品費 消火器更新	53,280円	54
			修繕料 冷温水発生機No.1部品交換修繕	909,700円	1,497
			空調設備修繕	587,000円	
10- 5-11	社会体育費	▲ 3,780	職員給与費	▲ 1,287,000円	▲ 1,287
			報酬 指定管理者候補選定委員会委員報酬	9,000円	▲ 3,493
			非常勤嘱託職員（スポーツ指導員） 報酬	▲ 3,502,000円	
			負担金 新庄ハーフマラソン大会実行委員会 負担金	1,000,000円	1,000
10- 5-12	体育施設費	13,872	修繕料 体育施設除雪機修繕	175,516円	576
			緊急修繕等	400,000円	
10- 5-13	山屋セミナー ハウス費	5,458	備品購入費 体育施設除雪機購入費	722,700円	13,296
			市民スキー場圧雪車購入費	12,573,000円	
			消耗品費 オイルフェンス購入費	83,380円	160
			オイルマット購入費	76,560円	
			修繕料 側溝修繕	921,800円	1,272
			緊急修繕等	350,000円	
			委託料 油水分離施設撤去業務委託	4,026,000円	4,026
計		50,942			